



平成29年8月23日

精華町教育委員会
教育長 太田 信之 様

精華町教育委員会所管施設
指定管理者評価委員会
委員長 勝山 享



精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における審査及び
評価結果について

本委員会は、精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、指定管理者が行う下記施設の管理運営状況等について審査及び評価を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 指定管理者の名称

特定非営利活動法人精華町体育協会

2 公の施設の名称

精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設

①精華町立体育館・コミュニティーセンター

②打越台グラウンド・テニスコート

③池谷公園多目的コート

④木津川河川敷多目的広場

3 指定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日の5年間

4 審査及び評価対象期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日の1年間

5 審査及び評価方法

指定管理者から提出された事業報告書、教育委員会によるモニタリング評価結果、指定管理者に対するヒアリング等により審査するとともに評価を実施した。本委員会の委員3名により、議論を尽くす中で、十分な審査及び評価が実施できたものとする。

なお、本委員会は、平成28年度における指定管理者業務運営実績に対する審査及び評価を実施するものである。

6 審査及び評価結果

当該施設の管理運営業務に係る平成28年度実績については、審査の結果、総合的に適正な管理運営業務が実施されたものと評価した。

なお、今後の管理運営業務がさらに充実したものになるよう、指定管理者及び教育委員会として引き続き検討されたい点についても、次のとおり本委員会の意見として記すこととした。

【評価した点】

- むくのきセンターにおいては、利用者ニーズに基づき、受付事務の簡素化とアーリーナの当日貸しを実施するなど、施設の有効活用と施設利用者の利便性を向上させ、利用件数、利用者数ともに指定管理者制度導入後、最多となる実績を記録した。
- むくのきセンタートレーニング室では、専門のインストラクターを配置し、トレーニングに関する相談会を定期的の実施することにより、利用者の健康増進等に寄与するサービスを提供するとともに直接、利用者のニーズ把握に努められた。
- 打越台テニスコート改修工事に伴う閉鎖の影響もあり、前年度よりも利用料金収入が減少しているが、上記のとおり、むくのきセンター利用者の利便性向上等の対応により、大幅な減収を避けることが出来た。
- 施設の有効活用と施設利用者の利便性を向上したにもかかわらず、効率的な職員配置により人件費が予算の範囲内に抑制されるとともに、保守点検等の委託先の見直しをはじめ、整備、草刈り業務等を職員や会員の協力のもと実施するなどにより委託費も抑制された。
- 中長期的な経営感覚に基づく管理運営の結果、指定管理業務全体の収支バランスが保たれた。

【検討を要する意見】

- 指定管理者は、住民が単なる利用者にとどまるのではなく、事業の実施や整備業務等にも積極的に関与する機会が増えてきていることから、住民が自分達の施設であるという機運を盛り上げるためにも、引き続き住民及び住民活動団体との連携により、施設の魅力向上を図られたい。
- 指定管理者は、各施設の認知度を一層高めるべく、教育委員会や文化団体等とも連携し、貸し出し施設の概要や利用方法、事業内容等の積極的な広報展開、利用促進を図られたい。
- 教育委員会と指定管理者は、各施設が住民にとって不可欠な存在となるよう、町の福祉施策との連携により、子育て世代や高齢者等の活動拠点としての事業展開についても研究を進められ、住民力の向上を図られたい。
- 教育委員会は、ゲートボール場の移設に伴う木津川河川敷多目的広場の利用状況の減少に関して、今後の活用方針について研究を進められたい。
- 教育委員会は、本件対象施設の設置者として、経年劣化による施設状況を認識し、利用者の安全面に配慮した中長期的な修繕計画の策定や指定管理業務に支障をきたさぬよう、基本計画の範疇を超える修繕に要する予算確保等に努められたい。